

岩手県教育委員会行政組織規則の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会行政組織規則の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(岩手県教育委員会服務規程の一部改正)

第1条 岩手県教育委員会服務規程(昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																								
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 70%;">教育企画室の職員(室長及び教育企画推進監の担当区分にある職員を除く。)</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>教育企画室の職員で教育企画推進監の担当区分にあるもの</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>本庁の課の職員(総括課長を除く。)</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(出勤簿取扱主任)</p> <p>第5条 出勤簿取扱主任は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に従い、同表の右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">県立埋蔵文化財センター</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>2 [略]</p> <p>(非常事態の措置)</p> <p>第32条 当直員は、県、職員若しくは児童若しくは生徒に關す</p>	[略]		教育企画室の職員(室長及び教育企画推進監の担当区分にある職員を除く。)	[略]	教育企画室の職員で教育企画推進監の担当区分にあるもの	[略]	本庁の課の職員(総括課長を除く。)	[略]	[略]		[略]		県立埋蔵文化財センター	[略]	学校	[略]	[略]		<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 70%;">教育企画室の職員(室長及び教育企画推進監の担当区分にある職員を除く。) <u>及び学校教育室の職員(室長及び学校教育企画監の担当区分にある職員を除く。)</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>教育企画室の職員で教育企画推進監の担当区分にあるもの</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td><u>学校教育室の職員で学校教育企画監の担当区分にあるもの</u></td> <td style="text-align: center;"><u>学校教育企画監</u></td> </tr> <tr> <td>本庁の課の職員(総括課長を除く。)</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(出勤簿取扱主任)</p> <p>第5条 出勤簿取扱主任は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に従い、同表の右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">県立埋蔵文化財センター</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td><u>県立野外活動センター</u></td> <td style="text-align: center;"><u>所長があらかじめ指定する者</u></td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>2 [略]</p> <p>(非常事態の措置)</p> <p>第32条 当直員は、県、職員若しくは児童若しくは生徒に關す</p>	[略]		教育企画室の職員(室長及び教育企画推進監の担当区分にある職員を除く。) <u>及び学校教育室の職員(室長及び学校教育企画監の担当区分にある職員を除く。)</u>	[略]	教育企画室の職員で教育企画推進監の担当区分にあるもの	[略]	<u>学校教育室の職員で学校教育企画監の担当区分にあるもの</u>	<u>学校教育企画監</u>	本庁の課の職員(総括課長を除く。)	[略]	[略]		[略]		県立埋蔵文化財センター	[略]	<u>県立野外活動センター</u>	<u>所長があらかじめ指定する者</u>	学校	[略]	[略]	
[略]																																									
教育企画室の職員(室長及び教育企画推進監の担当区分にある職員を除く。)	[略]																																								
教育企画室の職員で教育企画推進監の担当区分にあるもの	[略]																																								
本庁の課の職員(総括課長を除く。)	[略]																																								
[略]																																									
[略]																																									
県立埋蔵文化財センター	[略]																																								
学校	[略]																																								
[略]																																									
[略]																																									
教育企画室の職員(室長及び教育企画推進監の担当区分にある職員を除く。) <u>及び学校教育室の職員(室長及び学校教育企画監の担当区分にある職員を除く。)</u>	[略]																																								
教育企画室の職員で教育企画推進監の担当区分にあるもの	[略]																																								
<u>学校教育室の職員で学校教育企画監の担当区分にあるもの</u>	<u>学校教育企画監</u>																																								
本庁の課の職員(総括課長を除く。)	[略]																																								
[略]																																									
[略]																																									
県立埋蔵文化財センター	[略]																																								
<u>県立野外活動センター</u>	<u>所長があらかじめ指定する者</u>																																								
学校	[略]																																								
[略]																																									

<p>る重大な事件が発生したとき、又は庁舎及びその付近に火災その他の災害が発生したときは、次の各号に掲げる者にその掲げる順序により直ちに連絡してその指揮を受けるとともに、必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該事件に最も関係の深い本庁の課の総括課長及び教育企画室長</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>る重大な事件が発生したとき、又は庁舎及びその付近に火災その他の災害が発生したときは、次の各号に掲げる者にその掲げる順序により直ちに連絡してその指揮を受けるとともに、必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該事件に最も関係の深い本庁の室課の長及び教育企画室長</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部改正)

第2条 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和55年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(総合教育センター所長委任事項)</p> <p>第3条 総合教育センター所長に委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>宿泊施設の利用を承認すること。</u></p> <p>(美術館長委任事項)</p> <p>第7条 [略]</p>	<p>(総合教育センター所長委任事項)</p> <p>第3条 総合教育センター所長に委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(美術館長委任事項)</p> <p>第7条 [略]</p> <p><u>(野外活動センター所長委任事項)</u></p> <p>第8条 <u>野外活動センター所長に委任する事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 研修計画を定めること。</u></p> <p><u>(2) 臨時に休所し、又は開所すること。</u></p> <p><u>(3) 野外活動センターの使用の許可をすること。</u></p> <p><u>(4) 前号の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは退去を命ずること。</u></p> <p><u>(5) 施設又は設備の汚損等の届出を受理し、必要な措置をとること。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県教育委員会公用車運行管理規程の一部改正)

第3条 岩手県教育委員会公用車運行管理規程（昭和55年岩手県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保有機関 岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第3章に規定する本庁の室</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保有機関 岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第3章に規定する本庁の室</p>

及び課並びに教育事務所並びに同規則第4章に規定する教育機関（青少年の家、博物館、美術館及び野外活動センターを除く。）で、公用車の管理を分掌するものをいう。

(3) [略]

及び課並びに教育事務所並びに同規則第4章に規定する教育機関（青少年の家、博物館及び美術館を除く。）で、公用車の管理を分掌するものをいう。

(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程の一部改正)

第4条 岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程（平成6年岩手県教育委員会訓令第15号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後								
別表（第2条関係） 許認可等標準処理日数一覧表							別表（第2条関係） 許認可等標準処理日数一覧表								
区分	事務の名称	法令	標準 処理 日数	経 由		主管 課等	処理日 数	区分	事務の名称	法令	標準 処理 日数	経 由		主管 課等	処理日 数
				機 関	日 数							機 関	日 数		
[略]							[略]								
教育 行政 組織 通則	1 教育財産の 使用許可（青 少年の家及び <u>野外活動セン ター</u> を除く教 育機関の分掌 する教育財産 に係るもので あって重要か つ異例に属す るもの並びに 青少年の家及 <u>野外活動セ ンター</u> の分掌 する教育財産 に係るものに 限る。）	[略]					教育 行政 組織 通則	1 教育財産の 使用許可（青 少年の家を除 く教育機関の 分掌する教育 財産に係るも のであって重 要かつ異例に 属するもの並 びに青少年の 家の分掌する 教育財産に係 るものに限る 。）	[略]						
	2 教育財産の 使用許可（青 少年の家及び <u>野外活動セン ター</u> を除く教 育機関の分掌 する教育財産	[略]		教育 機 関	（青 少 年 の 家 及 び	野 外	[略]		2 教育財産の 使用許可（青 少年の家を除 く教育機関の 分掌する教育 財産に係るも のであって、	[略]		教育 機 関	（青 少 年 の 家 を 除 く。	[略]	

区 分		記 号
本庁	[略]	
	<u>教職員課</u>	<u>教職</u>
	<u>学校調整課</u>	<u>教調</u>
	<u>学校教育課</u>	<u>教学</u>
	保健体育課	[略]
	[略]	
出先機関	[略]	
	岩手県立埋蔵文化財センター	[略]
	岩手県立一関第一高等学校附属 中学校	[略]
	[略]	
[略]		

区 分		記 号
本庁	[略]	
	<u>学校教育室</u>	<u>教学</u>
	<u>教職員課</u>	<u>教職</u>
	保健体育課	[略]
	[略]	
	[略]	
出先機関	[略]	
	岩手県立埋蔵文化財センター	[略]
	<u>岩手県立野外活動センター</u>	<u>岩野セ</u>
	岩手県立一関第一高等学校附属 中学校	[略]
	[略]	
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。